

子ども・子育て支援新制度に係る基準(案) についてご意見をお寄せください



すべての子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立しました。

これらの法律に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が全国的にスタートする予定です。

この制度の中で、次に掲げる施設や事業の設備及び運営に関する基準や、保育の必要性の認定について、国の定める基準を踏まえ、各市町村において条例等により定めることとなっています。

これに伴い、平塚市でも新制度の実施に当たり必要となる条例等で規定する基準(案)について、市民のみなさんのご意見を募集します。

1 ご意見を募集する基準(案)

- ① (仮称) 平塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(案)
- ② (仮称) 平塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(案)
- ③ (仮称) 平塚市支給認定(保育の必要性)に関する基準(案)
- ④ (仮称) 平塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案)

2 募集期間

平成26年6月6日(金)～平成26年7月8日(火)

3 ご意見提出方法

下記の提出先へ、郵便・ファックス・電子メール等により意見書を送付いただくか、直接持参してください。その際、いずれも表題に「子ども・子育て支援新制度に係る基準(案)への意見」と明記してください。

○1の①～③の基準(案)について

課名	平塚市 健康・こども部 保育課 (市役所本庁舎1階)
住所	〒254-8686 平塚市浅間町9-1
ファックス	0120-704589 ※送信料市負担
	0463-21-9738 ※送信料送信者負担
電子メール	hoikuka@city.hiratsuka.kanagawa.jp
その他	市長への手紙 (公民館等に備え付けてあります。 ※郵送料市負担)

○1の④の基準(案)について

課名	平塚市 健康・こども部 青少年課 (青少年会館内)
住所	〒254-0041 平塚市浅間町12-41 青少年会館
ファックス	0120-704589 ※送信料市負担
	0463-31-1441 ※送信料送信者負担
電子メール	gakudou@city.hiratsuka.kanagawa.jp
その他	市長への手紙 (公民館等に備え付けてあります。 ※郵送料市負担)

4 ご意見を提出できる方

- ① 市内に在住又は在勤・在学の方
- ② 市内で事業を営む方や活動する団体
- ③ 納税義務のある方

5 ご意見への回答

お寄せいただいたご意見に対する個別の回答は行いませんが、後日、内容ごとに整理し公表いたします。なお、公表にあたっては、住所・氏名、連絡先等の個人情報とは公開いたしません。

6 問い合わせ先

1の①～③について (お問い合わせ時間は上記期間の月曜日から金曜日 8時30分～17時15分)
平塚市 健康・こども部 保育課 子育て支援担当 電話 0463-21-9842 (直通)

1の④について (お問い合わせ時間は上記期間の火曜日から土曜日 8時30分～17時15分)
平塚市 健康・こども部 青少年課 青少年育成担当 電話 0463-32-7029 (直通)

